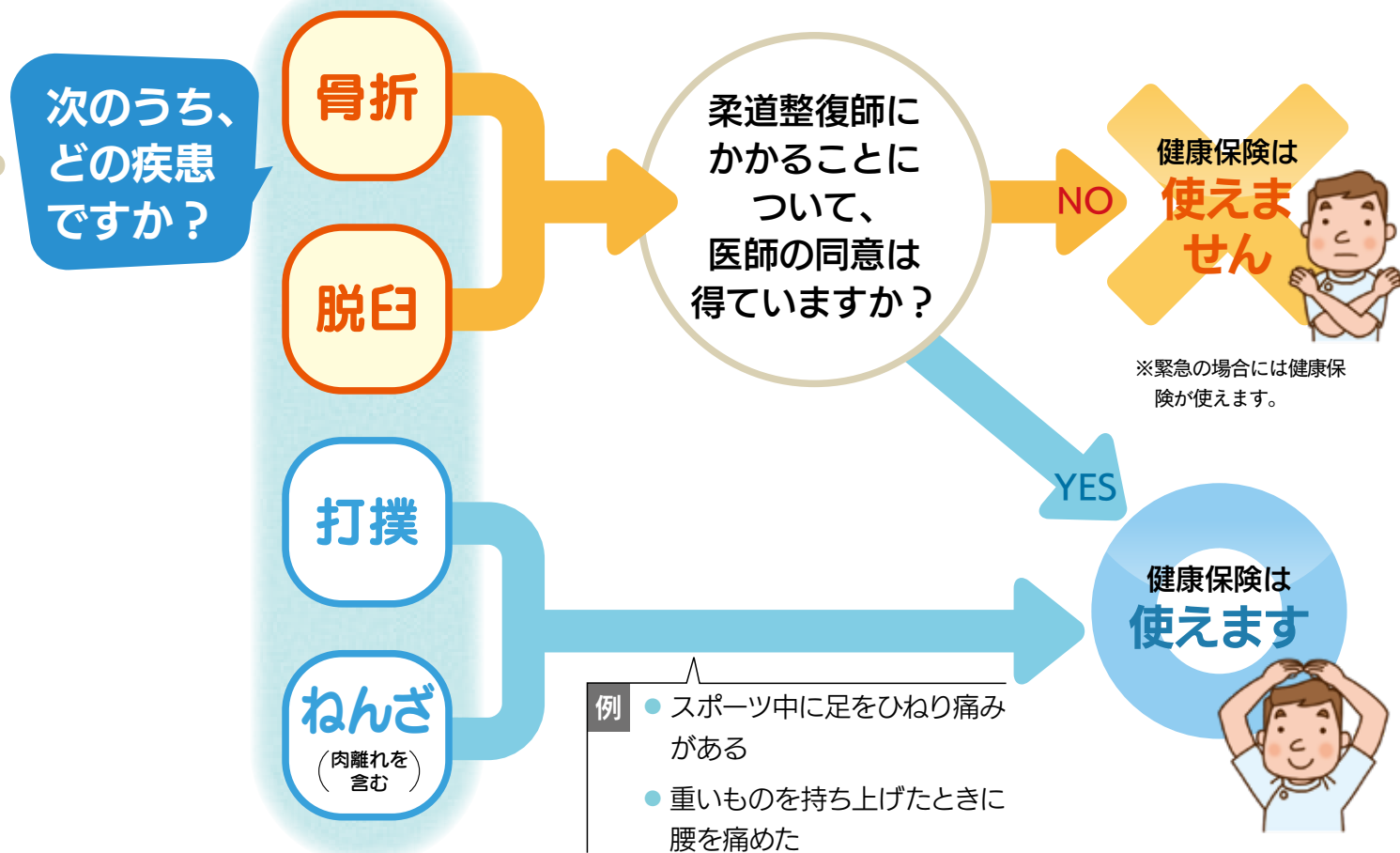


使える？ 使えない？

整骨院・接骨院では「健康保険適用」「各種保険取り扱い」と看板に書いてあっても、すべての施術に健康保険が使えるわけではありません。



健康保険が使えるケースでも、施術が長期にわたるときは、医療機関に受診し、医師の診察や検査を受けましょう。
 なお、医療機関で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても健康保険の対象にはなりません。

なぜ？

申請書に住所や氏名を記入するのは？

健保組合への請求を柔道整復師に委任したことを証明するためです。

健康保険は、ケガや病気で医療機関等にかかったときに治療費の7～8割を負担するものです。

整骨院・接骨院では、本来、患者が施術料を全額支払って、後日、患者が健保組合に組合負担分を請求する「償還払い」が原則ですが、患者の手間を省くために、例外的な取扱いとして、健康保険適用の負傷には保険証を使えるようになっています。

この場合、健保組合への請求手続きを柔道整復師に委任したということを証明するために、原則として患者本人が申請書（柔道整復施術療養費支給申請書）に記入することになります。

請求を委任します

申請書

申請書に記入する前に、必ず以下の記載をご確認ください。

- 負傷原因
- 負傷名
- 施術日
- 自己負担額
(支払う額と同じかどうか)